

岡山大学 知財研修2011

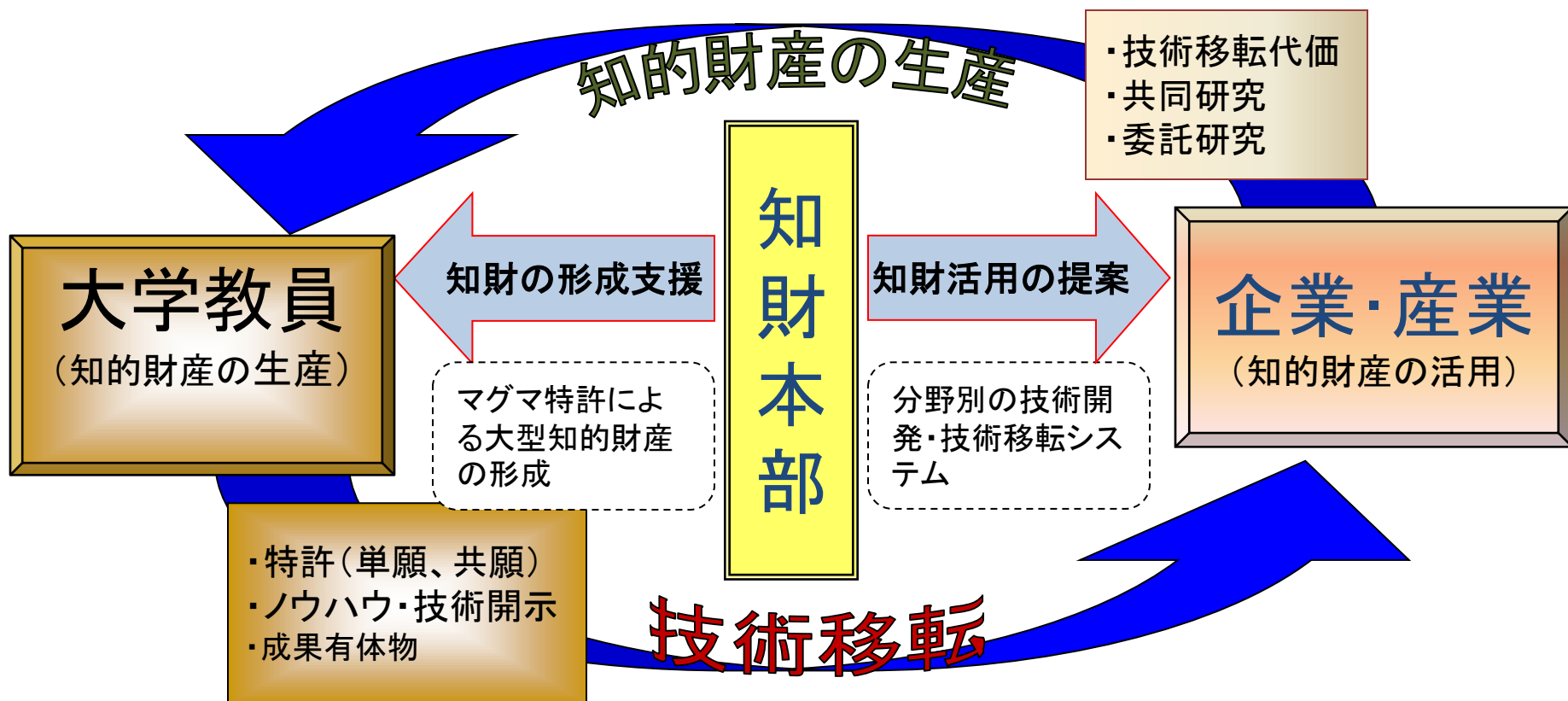
大学における知財活用とその戦略

平成23年4月

研究推進産学官連携機構 知的財産本部

渡邊 裕

知の生産サイクルについて



基本の考え!!

① 先ずは発見を発明へ

- ★ 発見を発明として(産業界へ提供し)、広く適正に普及することが社会貢献です
- ★ 連携機構・知的財産本部はそのお手伝いをします

② 職員の発見・発明は大学財産です

- ★ 職務発明を始めとする知的財産は(原則)岡山大学に所属します
- ★ 連携機構・知的財産本部は知的財産の管理・活用を適正に行います

③ 知的財産の社会還元は研究者の研究意欲を刺激する社会貢献です

- ★ 発明の実施許諾、ノウハウ指導、成果有体物移転、すべて共同研究に繋がります
- ★ 発明として研究成果を大学に固定することは、次の産業を広く発展させます。

本日の研修内容

(A) 職務発明と知財の現状

(B) 岡山大学の知的財産戦略

(A) 職務発明と知財の現状

大学職員は職務発明と個人発明を混同してはいけません

職務発明の大原則

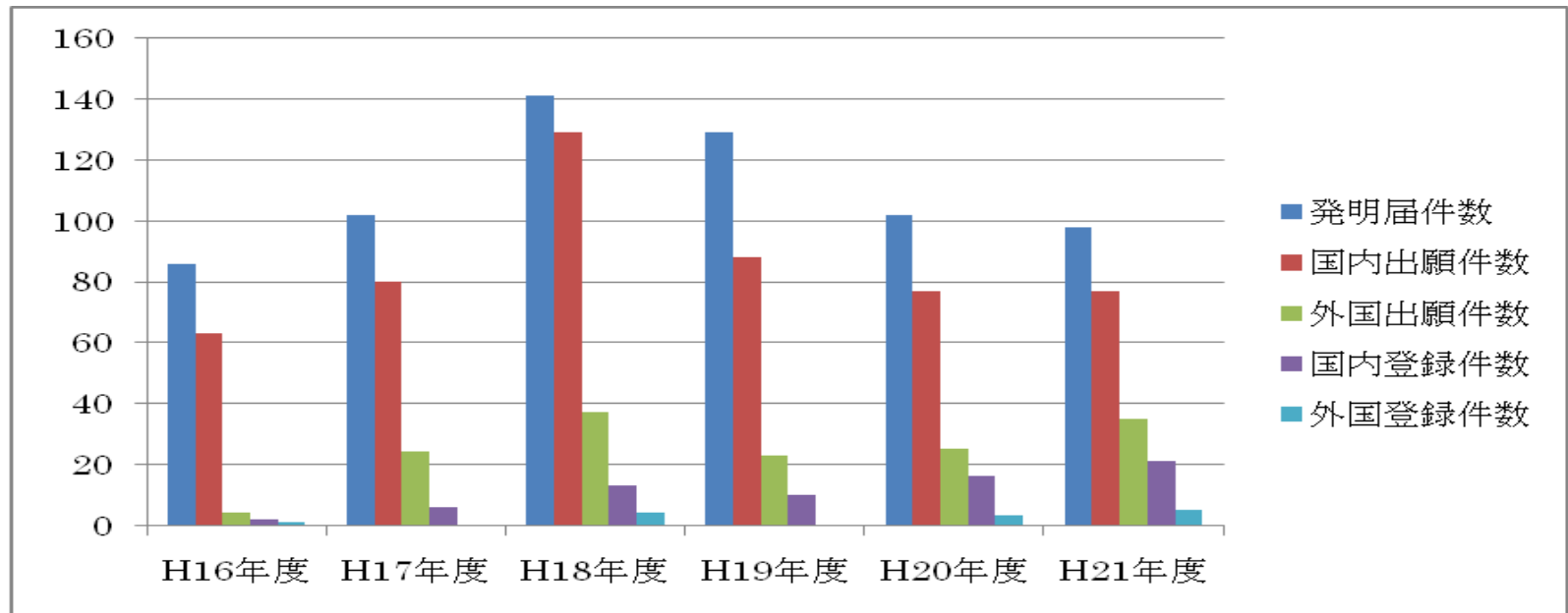
- ★ 元来、発明は発明者に帰属します。
- ★ 大学職員はその上で、大学と職務発明契約を締結しています。
- ★ 職務発明は大学に帰属します。
- ★ 兼業届け等を根拠に、職務発明が企業へ提供されることは有り得ません。
(職務発明に非該当の発明は、個人帰属ですので、その処分は自由です)
- ★ 個人発明と思われる発明でも、大学による職務発明非該当の認定を受けて下さい。
職員が職務発明以外の発明を成した場合においても、その発明が職務発明に該当するか否かは、発明審査委員会にて判断し、非該当の結果を得た後に、出願手続を行う事が必要です。
- ★ 職務発明とは、法人(岡山大学)が費用その他の支援をして行う研究等、又は法人が管理する施設を利用して行う研究等に基づき、職員が行った発明等をいう。
(国立大学法人岡山大学職務発明等取扱規定:第2条三項)

データ 岡山大学の出願状況

表1 平成16年以降の出願状況 (平成22年4月1日時点)

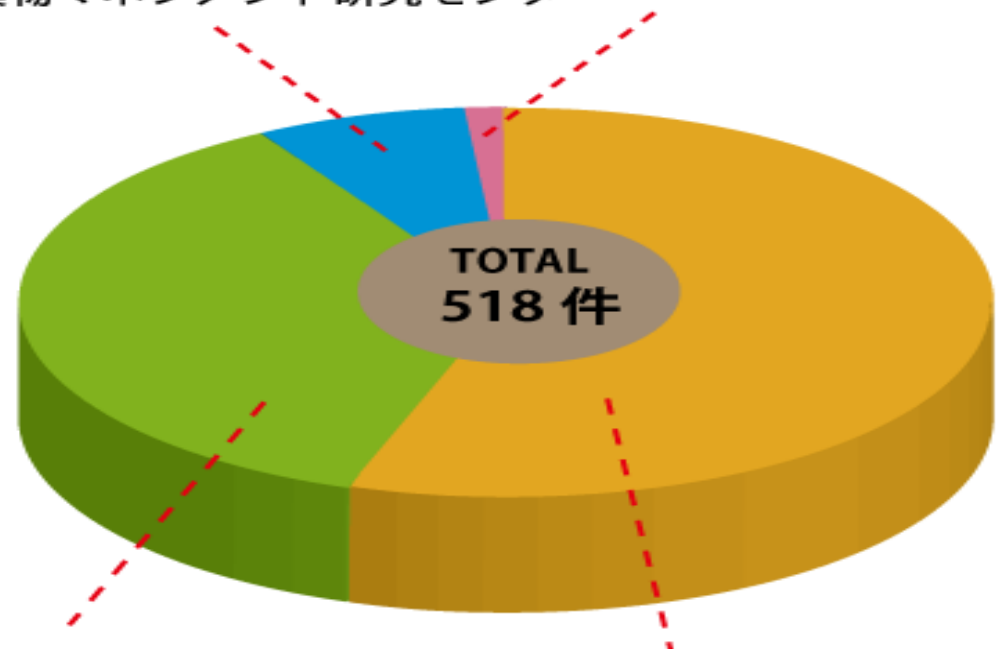
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
発明届件数	86	102	141	129	102	100
国内出願件数	63	80	129	88	77	81
外国出願件数	4	24	37	23	25	37
登録件数 (うち外国)	3(1)	6(0)	17(4)	10(0)	19(3)	28(5)

承継率
≒78%



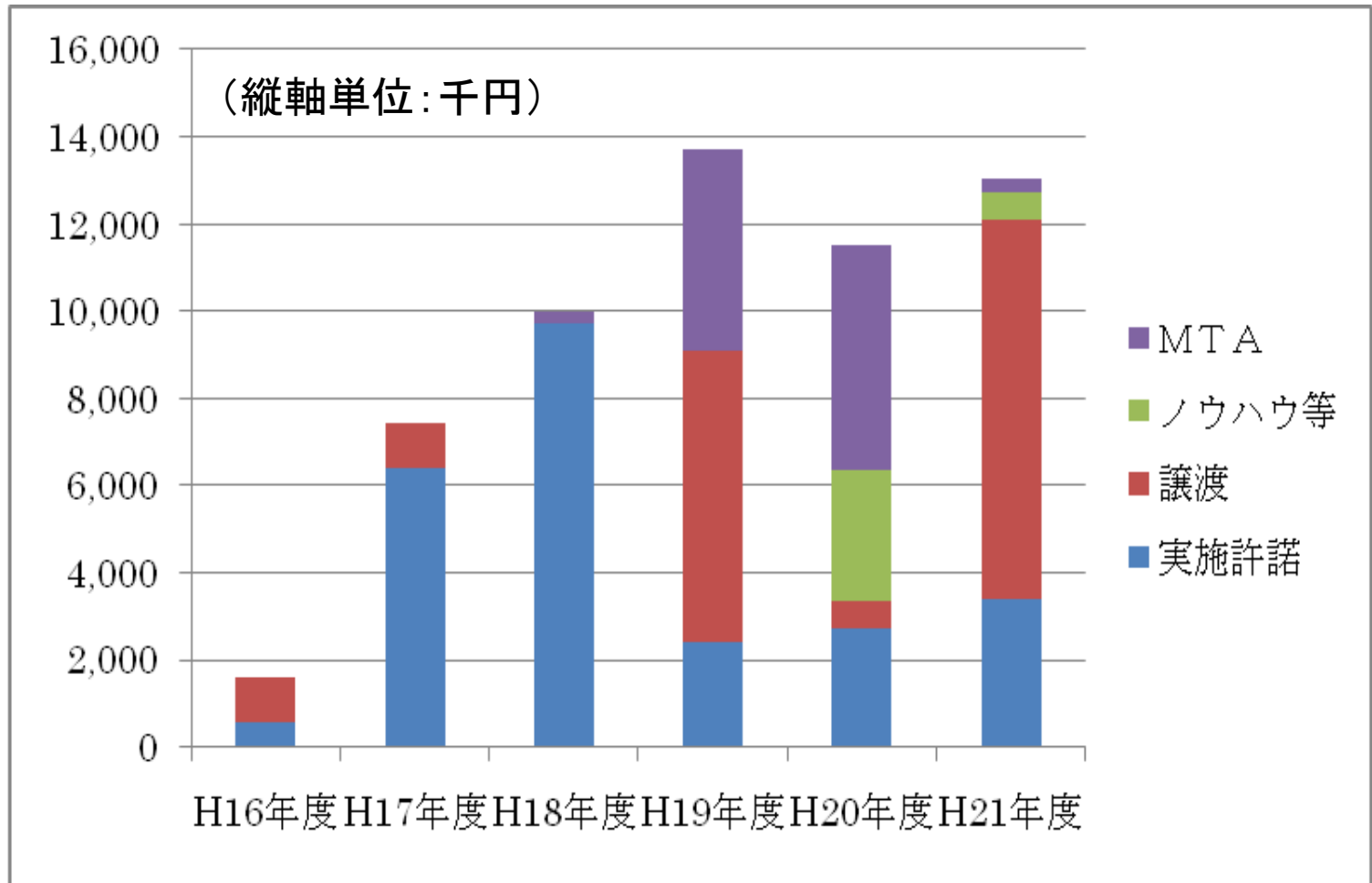
- 資源植物科学研究所
- 地球物質科学研究センター
- 廃棄物マネジメント研究センター
- その他

国内出願件数の内訳
H16～H21



- | | |
|-----------------|---------------|
| ■ 岡山大学病院 | ■ 工学部 |
| ■ 医学部 | ■ 理学部 |
| ■ 歯学部 | ■ 環境理工学部 |
| ■ 薬学部 | ■ 農学部 |
| ■ 保健学研究科 | ■ 教育学部 |
| ■ 医歯薬学総合研究科 (医) | ■ 自然科学研究科 (工) |
| ■ 医歯薬学総合研究科 (歯) | ■ 自然科学研究科 (理) |
| ■ 医歯薬学総合研究科 (薬) | ■ 自然科学研究科 (農) |
| | ■ 環境学研究科 (環) |
| | ■ 環境学研究科 (農) |

★岡山大学の技術移転に伴う収入



(B) 岡山大学の知的財産戦略

★ マグマ構想 (大型知的財産の形成)

- * マグマ特許の定義と指定

- * 面的特許網による、企業化を意識した知財形成

★ 知的財産の種別確認、共同研究の再認識

- * 特許、MTA、ノウハウ(技術)指導の種別確認

- * 共同研究とノウハウ(技術)指導、を使い分ける

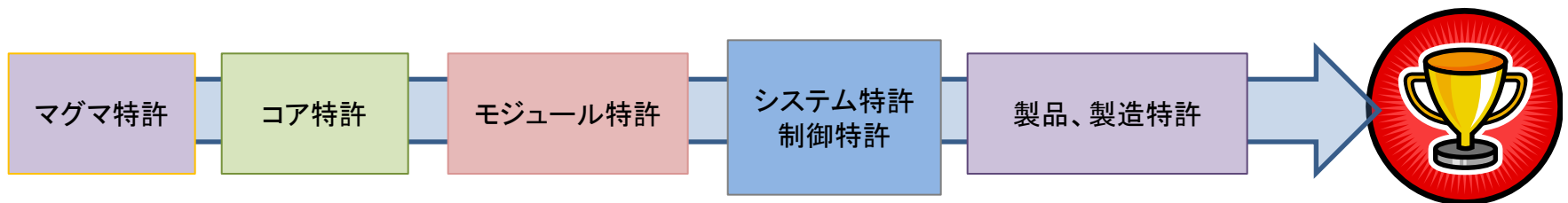
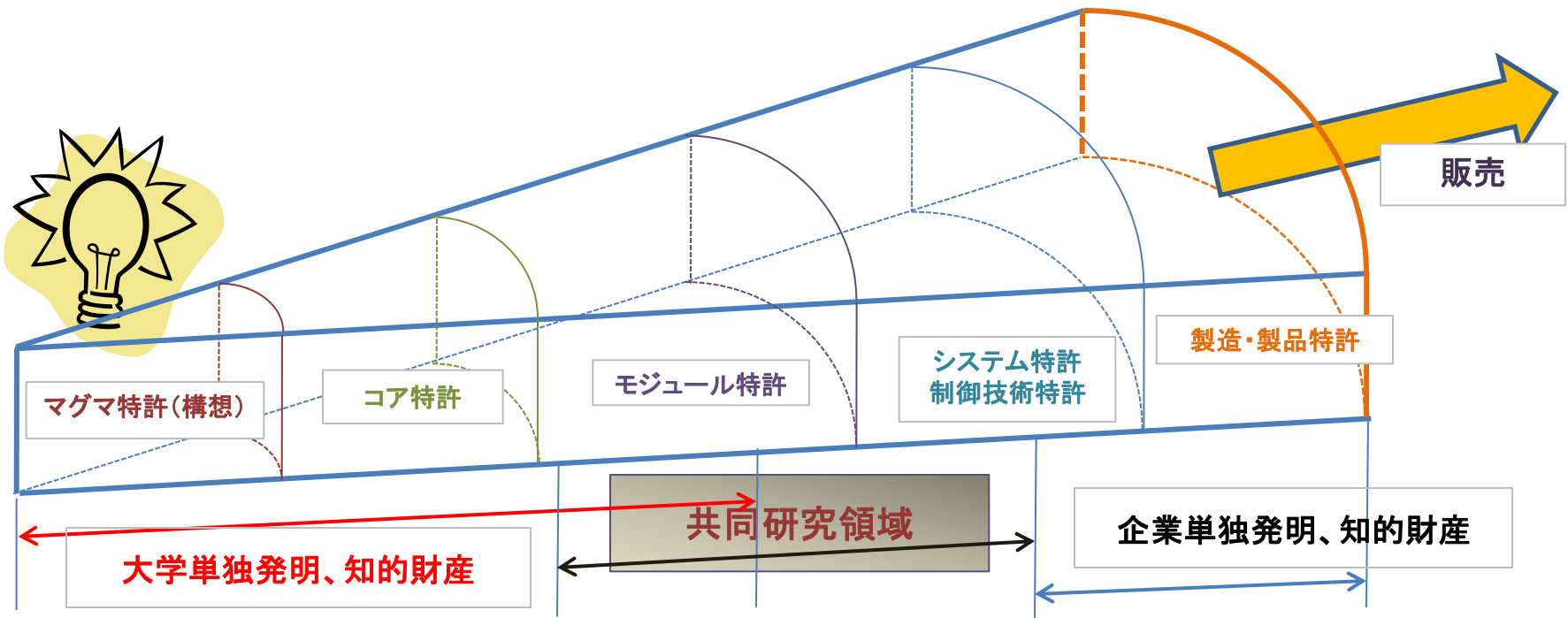
★ 成果有体物を活用すること

- * 提供する時、受領する時の心くばり

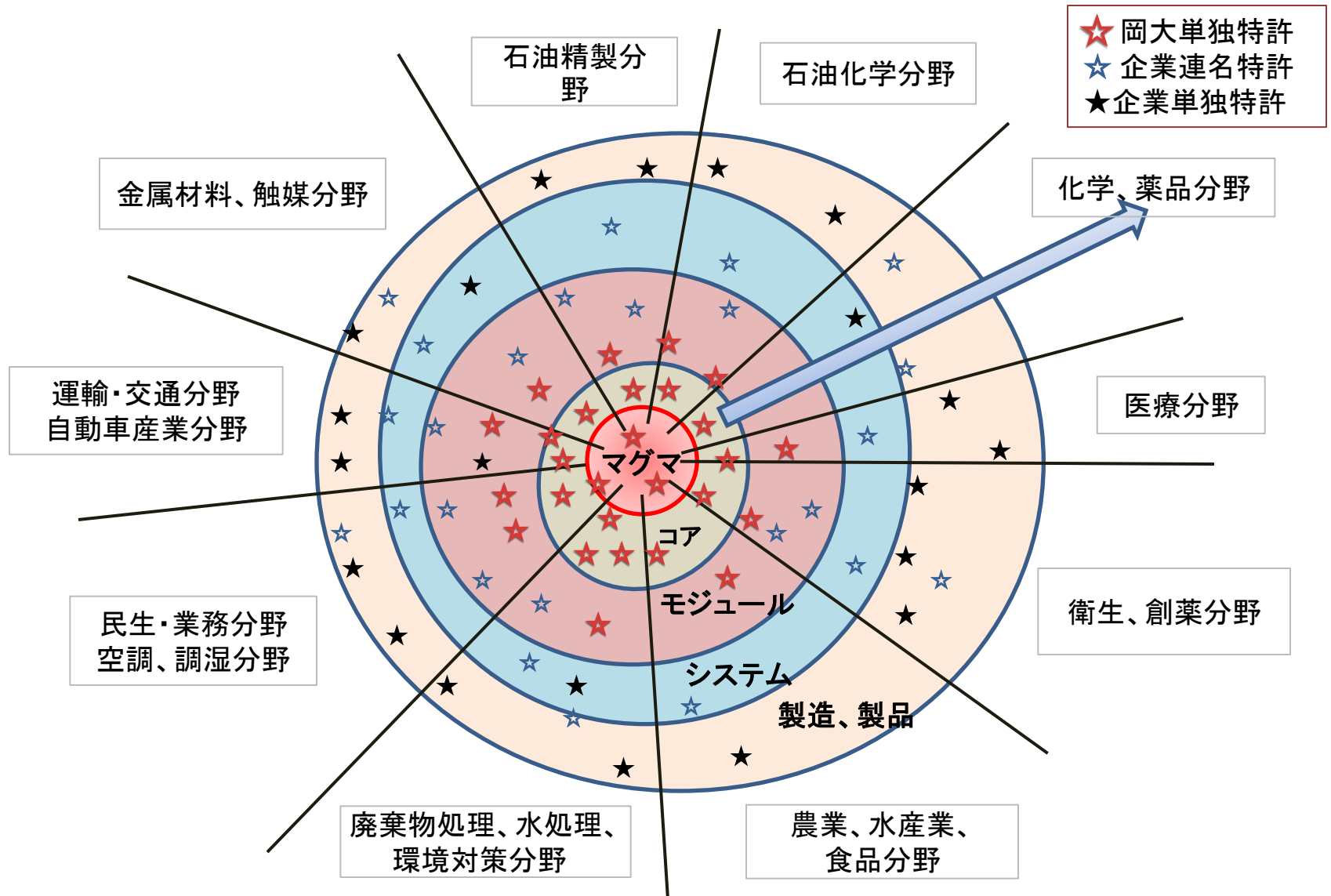
マグマ構想

- 広い応用が考えられるコンセプト「発見」をマグマと指定し、マグマ特許を学内確立する。
- 産業化までの道筋を可視化し分野別に提示する。
- マグマ特許は大学が管理し、広い分野へ実施許諾。
- 1分野 1企業体制で連携型技術開発を推進する。

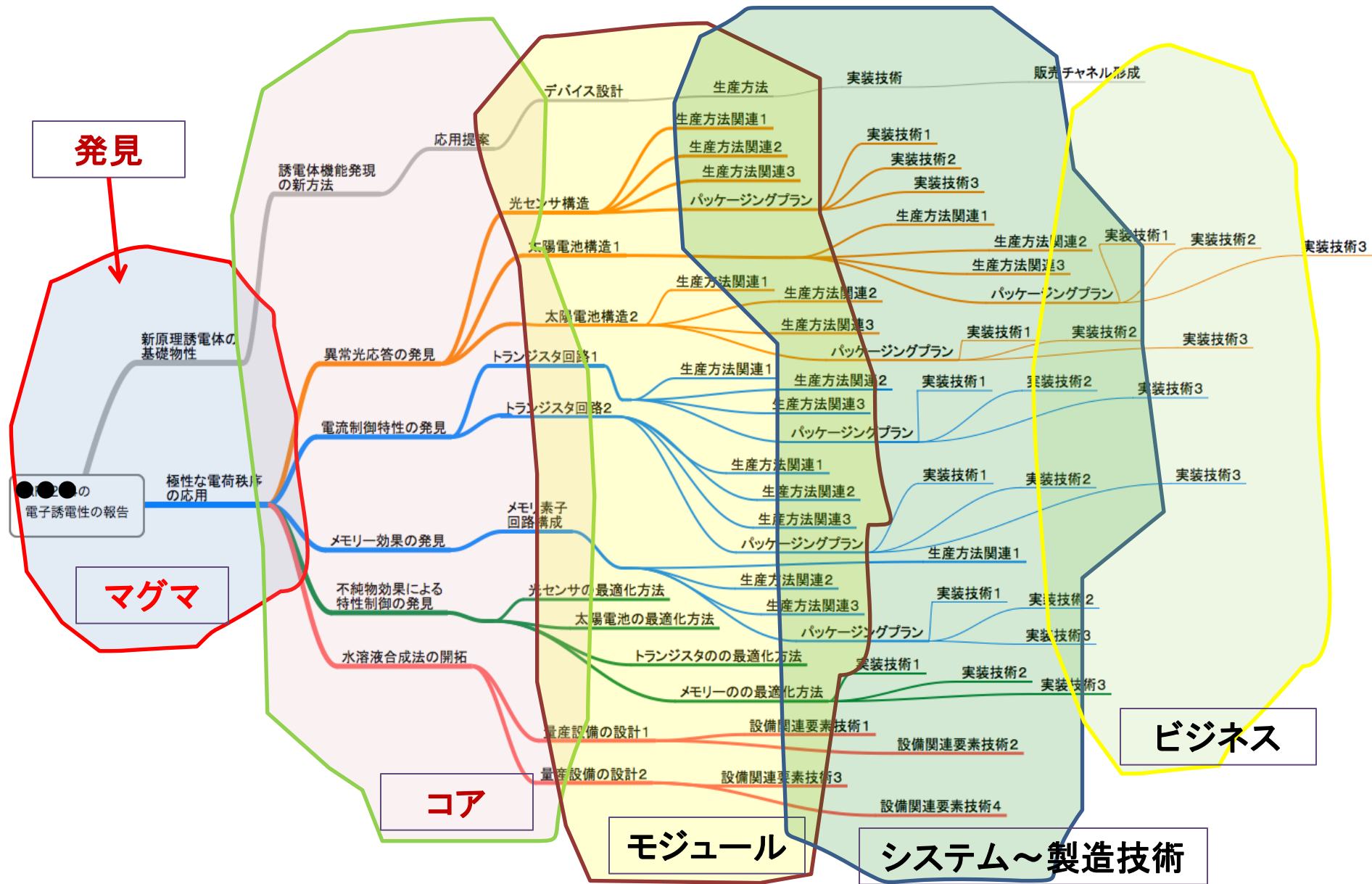
マグマ技術(特許)が社会デビューするまで



マグマ特許を核に、全分野での知的財産形成を達成



一つの「マグマ」がもたらす面的特許網



知的財産の種別、共同研究

☆ノウハウ(技術)指導と共同研究の区別を認識する。

☆共同研究では、知的財産の権利範囲を明確化する。

●技術(ノウハウ)指導とは

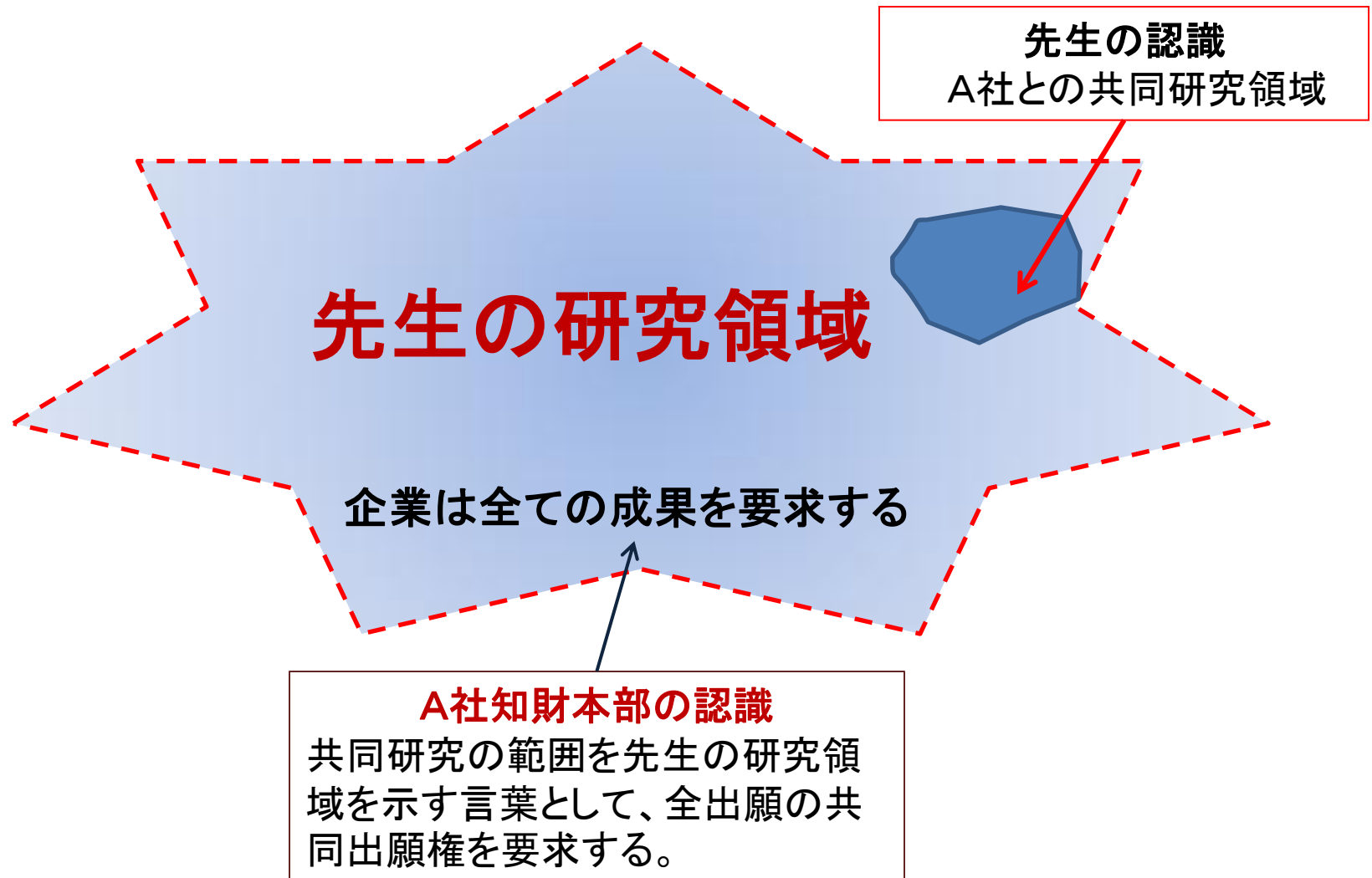
: 先生方の知識・経験から解決の方向性が提示できる。

●共同研究とは

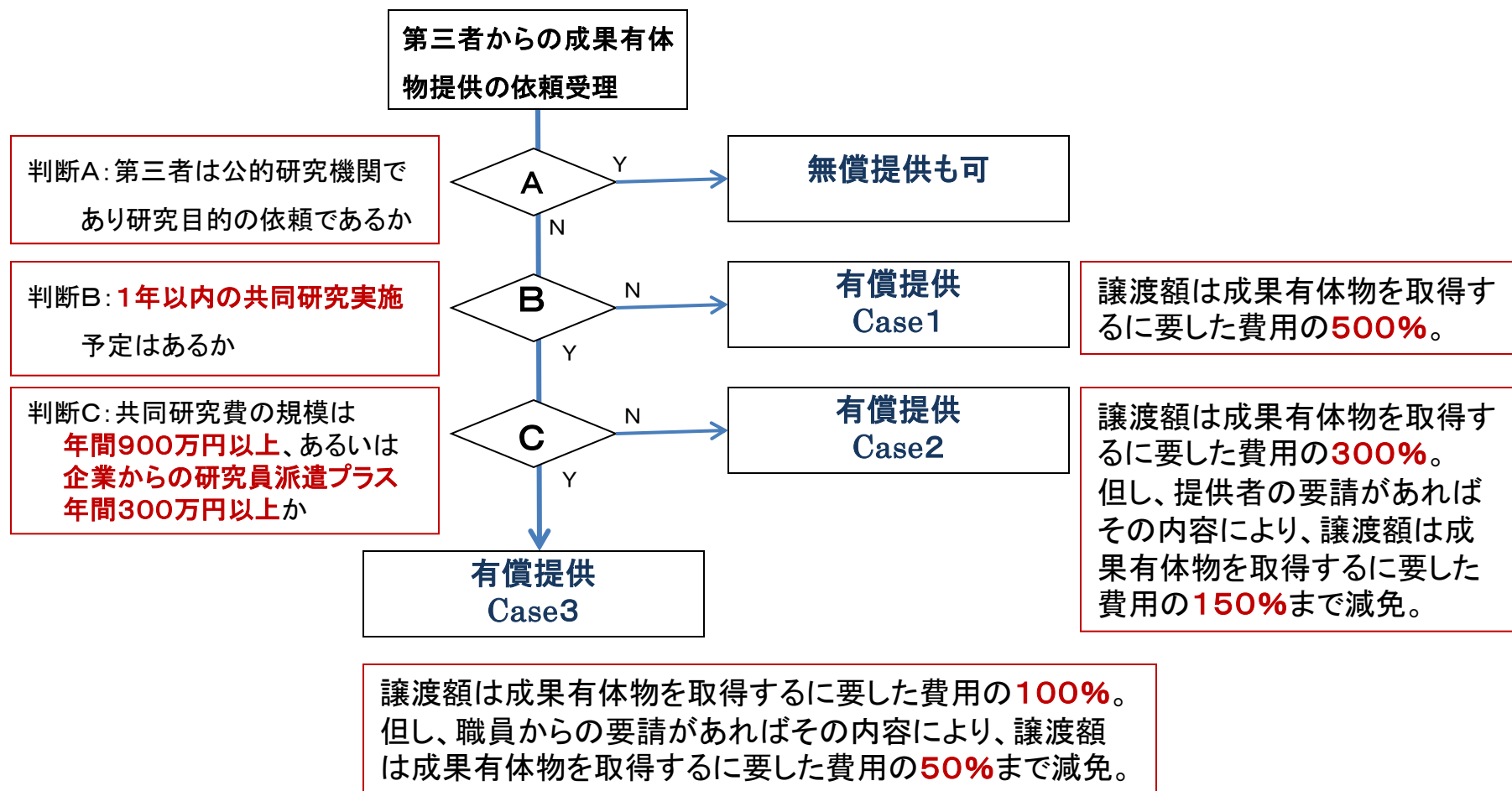
: 双方(依頼者と先生)とも、解決の道が判らないため、解決策を共同で模索する。 ……研究状態

要注意

★共同研究契約は的確に（広範囲を示す文言は不可）



成果有体物提供は共同研究への第一歩



技術移転の「種類」を知って下さい

技術移転の対象となる知的財産の種類を認識し、最適な契約を提案する

	内 容	必要な手続き	備 考
技術移転の種類	技術相談 (但し、指導を伴わないもの)	・秘密保持契約 (非公開の情報を提供する場合)	
	ノウハウ(技術)指導	・秘密保持契約 ・ノウハウ認定(審査) (発明審査委員会) ・技術指導契約	ノウハウのみの教授・指導 (新規な研究を行わない) 期間的には3ヶ月以内程度
	発明の出願前譲渡 (特許を受ける権利の譲渡)	・大学による発明の承継 (発明審査委員会) ・譲渡契約	発明の承継 → 特許を受ける権利の譲渡 → 譲受人による特許出願
	実施権の移転 (特許の譲渡・実施権設定等)	・大学による発明の承継 (発明審査委員会) ・特許出願 ・岡山TLOに譲渡	発明の承継 → 特許出願 → 特許登録 → 岡山TLOへ移管 → 技術移転 (マグマ特許については別途規定)
	成果有体物・無体物移転 (依頼に基づく実験・評価試験を含む)	・秘密保持契約 ・実験(評価試験)受託契約 ・研究成果有体物提供契約 (研究成果有体物審査委員会)	●無償提供は原則不可。 無償提供は個人的な契約に留まるが、 相応の有償化は組織間契約となる

共同研究 (技術開発の結果を含めた移転)	・秘密保持契約 ・共同研究契約	未解決の課題の研究・開発 (新たな研究成果の発生)
--------------------------------	--------------------	------------------------------